

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中、我が国では、化石燃料への依存度が高まり、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要なものとなっている。

しかし、北海道における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全などの公益的機能の低下や、山村地域の存続が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進め、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化するためには、森林・林業を国家戦略分野と位置付け、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施策の集約化、人材の育成等や、国産材の利用、木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地における本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林による二酸化炭素吸収量の算入上限値 3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や、木材利用促進のため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
- 2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生のため、地域の実情に合わせた柔軟な予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 環境貢献に着目した木材利用を推進するための施策や、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策等の充実を図ること。
- 4 安定的な林業経営の確立に向け、路網整備の推進等を図ること。
- 5 東日本大震災の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。
- 6 国有林の公益的機能の発揮や、民有林との連携強化を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年（2013 年）11 月 28 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

（提出者）全議員